

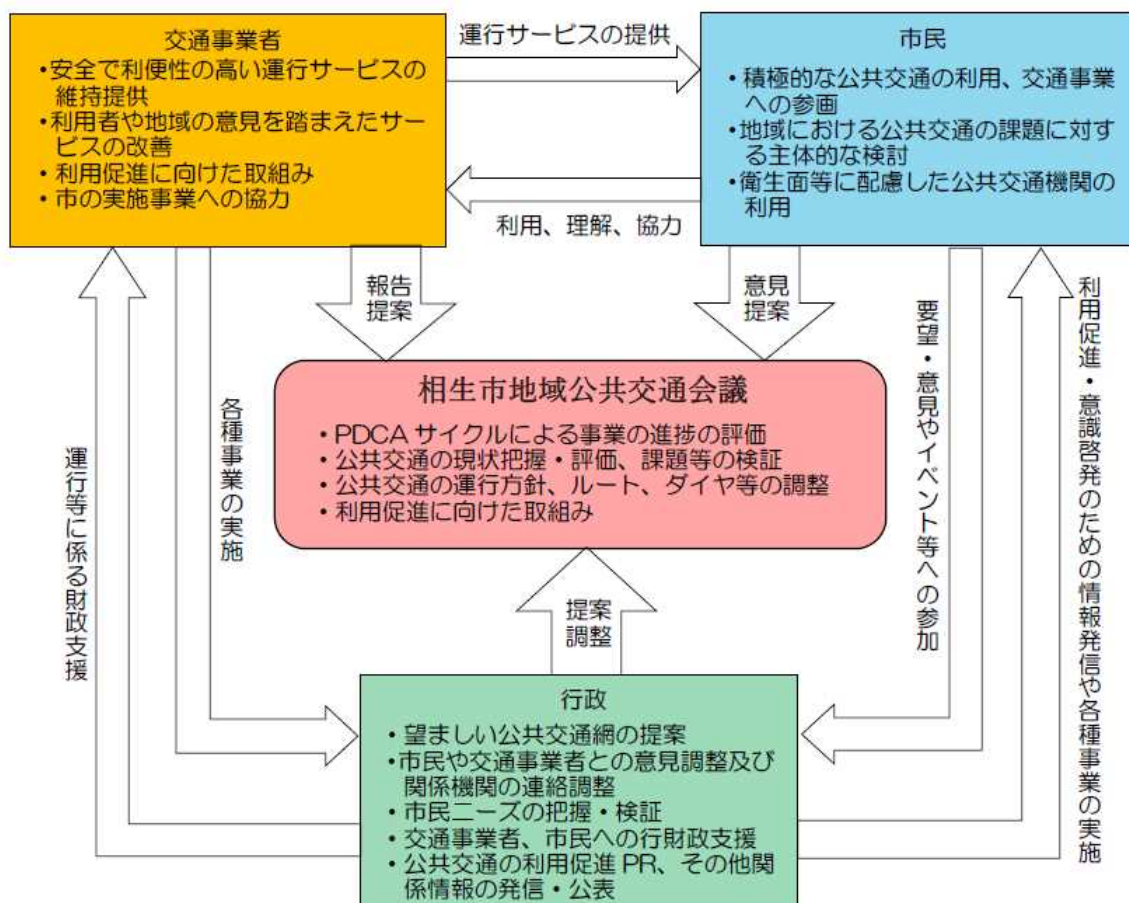
第7章 計画の実現に向けて

7-1 公共交通を支える三者の役割

基本理念及び基本方針の実現には、本市の公共交通を支える「市民」「行政」「交通事業者」の役割を明確化し、それぞれがその役割を認識した上で地域公共交通会議で協議しながら、連携して計画を推進していくことが重要となります。

また、事業実施の際には、関係する実施主体が目標を共有することにより、目標達成に向けて協力していきます。

【公共交通を支える三者の連携】



7-2 持続可能な公共交通確保のための他分野との連携

公共交通は、日常的な輸送手段としてだけでなく、医療・福祉・商業・教育・観光・環境など様々な役割も担っています。

そのため、持続可能な公共交通を維持するためには、公共交通を支える三者の連携だけでなく、交通分野以外の分野とも連携することが重要となってきます。

本市では、行政と地域コミュニティによる交通弱者の方への通院や買い物を中心とした移動支援などを実施し、医療や商業をはじめとした各分野との連携を強化することで、より持続可能な公共交通確保を目指します。



出典：国土交通省資料

7-3 計画達成状況の評価及び計画の見直し

計画の達成にあたっては、社会情勢や地域情勢の変化などに即して適切に対応していくことが必要となってきます。

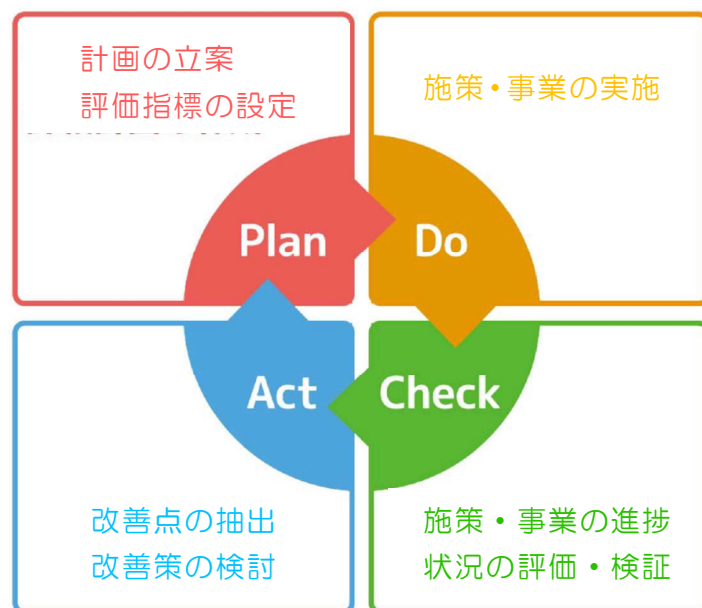
そのため、施策・事業の実施においては、「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（評価）」、「Act（改善）」の4つの段階を繰り返す「PDCA サイクル」により、適宜見直しを実施することで、より良い取組みとなるよう改善します。

具体的には、本計画（Plan）に基づき、施策・事業を実施（Do）します。また、相生市地域公共交通会議で各施策・事業の進捗状況の評価・検証（Check）を行うことで、改善点を抽出し次年度の取組みに繋げていきます（Act）。

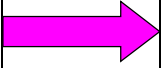
また、施策・事業の進捗状況の評価・検証（Check）を実施したのちに、その内容について相生市 HP などを通じて公表を行うことで公共交通に対する周知を行い、より多くの市民に公共交通に対する啓発意識の醸成を促すように努めます。

なお、中間年となる令和9年度には社会情勢や関連法令などの変化に伴い、必要に応じた中間見直しを行うことで現状に即した計画の実現を図ります。

【施策・事業実施における PDCA サイクル】



【評価・見直しなどのスケジュール】

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
- 計画の立案 (Plan) - 評価指標の設定					
施策・事業の実施 (Do)					
- 施策・事業の進捗 (Check) - 状況の評価・検証					
施策・事業の状況における公表					
- 改善点の抽出 (Act) - 改善策の検討					
中間見直し					

	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
- 計画の立案 (Plan) - 事業指標の設定					
施策・事業の実施 (Do)					
- 施策・事業の進捗 (Check) - 状況の評価・検証					
施策・事業の状況における公表					
- 改善点の抽出 (Act) - 改善策の検討					

参考資料：相生市地域公共交通会議について

(1) 相生市地域公共交通会議設置要綱

相生市訓令第 8 号

平成 24 年 3 月 29 日

相生市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通計画等（以下「交通計画等」という。）の作成等について必要な協議を行うため、相生市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会に掲げる事項について協議する。

- (1) 市における公共交通のあり議は、次方に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関すること。
- (3) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関すること。
- (4) 交通計画等の作成及び変更並びに実施についての必要な協議に関すること。
- (5) その他交通会議が必要と認めること。

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民団体又は市民の代表
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 鉄道事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表
- (5) 国土交通省神戸運輸監理部長又はその指名する者
- (6) 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
- (7) 兵庫県西播磨県民局光都土木事務所長又はその指名する者
- (8) 兵庫県相生警察署長又はその指名する者

(9) 兵庫県の関係行政機関の職員

(10) 相生市の関係機関の職員

(11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によるものとし、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総括し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の交通会議は、市長が招集する。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の交通会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 交通会議の委員は、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意をもって責任ある議論を行うよう努めるものとする。

(会議の公開)

第7条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第8条 交通会議の委員及び交通会議に出席した者は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキンググループ)

第10条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第3条に規定する委員その他交通会議が必要と認め

た者をワーキンググループ委員とすることができる。

3 ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

（庶務）

第 11 条 交通会議の庶務は、地域振興課において処理する。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（相生市バス交通問題協議会設置要綱及び相生市生活交通システム検討会設置要綱の廃止）

2 相生市バス交通問題協議会設置要綱（平成 14 年訓令第 8 号）及び相生市生活交通システム検討会設置要綱（平成 20 年訓令第 26 号）は、廃止する。

附 則（平成 25 年 12 月 20 日）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 17 日）

この訓令は、令和 4 年 6 月 17 日から施行する。

(2) 相生市地域公共交通会議委員名簿

○委 員

所 属	役 職	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	富山大学都市・計画デザイン課 准教授	猪 井 博 登	会長
市 民 団 体	千尋町連合自治会長（那波中校区）	北 條 和 幸	
市 民 団 体	陸連合自治会長（双葉中校区）	明 石 光 和	
市 民 団 体	矢野町連合自治会長（矢野川中校区）	瀧 川 憲 昭	
市 民 団 体	相生市高年クラブ連合会	北 村 里 美	
市 民 団 体	相生市PTA連絡協議会会長	小 林 和 弘	
市 民 団 体	相生市民生・児童委員協議会委員	前 川 晴 美	
市 民 代 表	市民公募	小 川 宏	
市 民 代 表	市民公募	安 積 あかね	
運 送 事 業 者	(株)ウイング神姫業務課長	妻 木 孝 典	
運 送 事 業 者	(株)ウイング神姫業務課長	福 本 良 一	
運 送 事 業 者	JR 西日本(株)兵庫支社地域共生部長	田 淵 弘 樹	
運 送 事 業 者	相生神姫第一交通(株)係長	伊 藤 成 人	
運送事業者組織団体	(公社)兵庫県バス協会専務理事	水 田 節 男	
運送事業者組織 団体兼運送事業者	(社)兵庫県タクシー協会西播支部長	依 藤 義 光	
運送事業者労働組合	ウイング神姫労働組合執行委員長	伊 藤 俊 幸	
地 方 運 輸 局	国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部首席運輸企画専門官	田 中 康 嗣	
道路管理関係機関	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所道路管理第二課長	田 尻 尚 登	
道路管理関係機関	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所所長補佐	井 口 智 貴	
警 察 関 係 者	相生警察署交通課長	田 原 孝 幸	
相 生 市	副市長	越 智 俊 之	副会長
相 生 市	市民生活部長	松 本 秀 文	

○オブザーバー

兵 庫 県 土 木 部	交通政策課副課長	奥 藤 秀 樹	
-------------	----------	---------	--

○事務局

相生市市民生活部	地域振興課	課長	宮 下 忠 和	
		副主幹	志 水 弘 樹	
		主任	萩 原 大 樹	

(3) 相生市地域公共交通会議の開催状況

本計画の策定にあたっては、下記のとおり地域公共交通会議を実施しました。

会議	日時	議題	協議内容
第 1 回	令和 4 年 7 月 25 日	○協議事項 ①公共交通計画策定方針について ②地域公共交通利用実態について ③地域公共交通の現状について ④市民アンケート調査（案）について ⑤今後のスケジュールについて	☐ 公共交通会議の会長・副会長の選出 ☐ 地域公共交通の利用の実態や現状について報告・把握を行ったうえで、市民アンケート（案）について協議
第 2 回	令和 4 年 11 月 28 日	○報告事項 ①市民アンケート調査結果について ○協議事項 ①公共交通計画（案）について	☐ 市民アンケート調査結果について報告と確認 ☐ 公共交通計画（案）について協議
第 3 回	令和 5 年 3 月 1 日	○報告事項 ①公共交通計画（案）の市民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施結果について ○協議事項 ①公共交通計画（案）について	☐ 公共交通計画（案）のパブリック・コメント実施結果についての報告と確認 ☐ 公共交通計画（案）について協議

相生市地域公共交通計画

令和 5 年 3 月

相生市市民生活部地域振興課まちづくり推進係

〒678-0031 兵庫県相生市旭一丁目 2 番 10 号

TEL0791-23-7130 FAX0791-23-7137

E-mail machizukuri@city.aioi.lg.jp